

平成 21 年 8 月 26 日

各 医 師 会

感染症危機管理担当理事 殿

福 岡 県 医 師 会

感染症危機管理担当理事

原 口 宏 之

( 公 印 省 略 )

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行規則  
の一部を改正する省令等について

今般、新型インフルエンザ( A / H 1 N 1 )の患者の急激な増加が確認されたことから、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行規則」の一部改正が行われ、8 月 25 日公布、同日付け実施された旨、各関連通知と併せて福岡県保健医療介護部保健衛生課より通知がありましたのでご連絡いたします。

今改正により、感染症法第 12 条の規定に基づく医師の届出については、当分の間、不要となりましたが、集団発生の端緒は引き続き把握し、集団発生が生じている施設等に対する感染拡大防止対策は継続されることから、集団での発生が疑われる患者を診察した際の保健所に対する連絡は必要となりますのでご留意下さい。

また、添付通知 2 .「新型インフルエンザ( A / H 1 N 1 )の集団発生が疑われる場合における医師からの報告と感染拡大防止対策の実施について」( 健感発0825第2号 )において、基礎疾患を有する者等で重症化するおそれが高い者が集団で生活する施設等において新型インフルエンザ( A / H 1 N 1 )の集団発生が疑われる事例が発生した場合の対応が、下記のとおり示されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

## 記

基礎疾患を有する者等で重症化するおそれが高い者が集団で生活する施設等において新型インフルエンザ( A / H 1 N 1 )の集団発生が疑われる事例が発生した場合の対応について

今般、基礎疾患を有する者等で重症化するおそれが高い者が集団で生活する施設等において、新型インフルエンザ( A / H 1 N 1 )の集団発生が確認される事例が何例か報告されたところ、重症化するおそれが高い者が集団で生活する施設等において、

新型インフルエンザ( A / H 1 N 1 )の集団発生が疑われる旨の連絡を受けた場合は、以下の対応を迅速に講じることとする。

- ( 1 ) 医師等からの連絡により集団での発生が疑われる施設等を把握した保健所は、当該施設等の施設長等と連携し、施設内でインフルエンザ様疾患を呈する者を迅速に把握する。
- ( 2 ) 保健所は、( 1 )で把握したインフルエンザ様症状を呈する者に対し、速やかに医療機関を受診するよう勧奨するとともに、医師の判断により、P C R検査を実施する。
- ( 3 ) また、当該施設でインフルエンザ様症状を呈する者と濃厚に接触したと判断される基礎疾患を有する者であって、重症化するおそれがある者については、予防投与の必要性について、医師の判断により、検討することとする。
- ( 4 ) さらに、当該施設等の職員等で、インフルエンザ様症状を呈する者と濃厚に接触した者については、適切な感染防止対策の実施を求めることとする。

【添付通知】

- 1 . 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行規則の一部を改正する省令について( 施行通知 )」( 健感発0825第1号 )
- 2 . 「新型インフルエンザ( A / H 1 N 1 )の集団発生が疑われる場合における医師からの報告と感染拡大防止対策の実施について」( 健感発0825第2号 )  
( 特記事項 )
- 3 . 「新型インフルエンザ( A / H 1 N 1 )に係る症例定義及び届出様式等について」  
( 健感発0825第3号 )
- 4 . 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う運用の変更について( Q & A 等 )」( 平成21年8月25日事務連絡 )

健感発 0825 第 1 号

平成 21 年 8 月 25 日

各〔都道府県  
政令市  
特別区〕

新型インフルエンザ担当部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律  
施行規則の一部を改正する省令について（施行通知）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 21 年厚生労働省令第 136 号。以下「改正省令」という。）は、本日、別添のとおり公布され、施行されることとなったところである。

改正の概要は、下記のとおりであるので、関係者に対して周知徹底を図り、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

第 1 改正の概要

- 1 医師が、新型インフルエンザ（A／H1N1）の患者（疑似症患者を含む。）又は無症状病原体保有者（以下「患者等」という。）を診断した場合について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づく届出は、当分の間、不要であること。
- 2 当分の間、医師が、新型インフルエンザ（A／H1N1）により死亡した者（当該感染症により死亡したと疑われる者を含む。）の死体を検案した場合について、法第12条第6項において準用する同条第1項の規定に基づく届出は、当分の間、不要であること。

第 2 施行期日

公布の日（本日）から施行する。



健感発 0825 第 2 号

平成 21 年 8 月 25 日

各〔都道府県  
政令市  
特別区〕

新型インフルエンザ担当部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



新型インフルエンザ（A／H1N1）の集団発生が疑われる場合  
における医師からの報告と感染拡大防止対策の実施について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。）第 12 条の規定に基づく医師の届出については、平成 21 年 7 月 22 日健感発第 0722 第 2 号本職通知「新型インフルエンザ（A／H1N1）に係る症例定義及び届出様式等について」（以下「届出通知」という。）において、その症例定義や運用方針等について示し、貴管内の各医療機関への周知徹底をお願いしてきたところである。

今般、新型インフルエンザ（A／H1N1）の患者の集団での発生が急増していることが確認されたことを受け、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号）が改正され、法第 12 条の規定に基づく医師の届出が、当分の間、不要とされたところであるが、これを受け、今後の新型インフルエンザ（A／H1N1）の集団での発生の把握及び当該集団に対する感染拡大防止対策について、下記のと通りの対応とすることとしたので、その実施に遺漏なきを期するとともに、貴管内の関係機関への周知徹底をお願いしたい。

記

第 1 基本的な考え方

新型インフルエンザ（A／H1N1）については、今般、その感染の急激な拡大が確認され、本格的な流行が始まったと判断される状況となっているところ、今後は、感染の急激な拡大の早期探知の取組を停止するが、感染の

急激な拡大を可能な限り抑制するための個々の集団発生の端緒を把握するための取組は継続するものとし、これに基づき、各地域において、適切な感染拡大防止対策の徹底を図ることとする。

## 第2 新型インフルエンザ（A／H1N1）に係る医師からの連絡と感染拡大防止対策の実施について

### 1 新型インフルエンザ（A／H1N1）の集団発生の端緒の把握

6月19日に公表した「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針（改定版）」（以下「運用指針（改定版）」という。）に基づき、感染の急激な拡大を可能な限り抑制するために、集団発生での端緒を迅速かつ正確に把握する観点から、引き続き、以下のように実施することとする。

- (1) 医師は、インフルエンザ様症状を呈する患者を診察した場合、当該患者に対する問診等を行い、当該患者が通い、又は入所、入居若しくは入院している施設（以下「患者の属する施設」という。）において、新型インフルエンザ（A／H1N1）の集団的な発生が疑われるかどうかを判断する。

問診等により、集団的な発生が疑われると判断した場合、医師は、直ちに次に掲げる情報を最寄りの保健所に連絡する。

ア 患者の属する施設の名称及び所在地

イ 患者から聴取した疫学情報（主に患者の属する施設で、どのような症状の者が、どの程度発生していると推測されるか等）

- (2) 当該連絡を受けた保健所は、それまでに得ている情報を勘案し、患者の属する施設において、新型インフルエンザ（A／H1N1）が集団的に発生していると判断した場合には、都道府県、保健所設置市又は特別区（以下「都道府県等」という。）の本庁に報告を行う。

また、保健所は、学校の設置者や社会福祉施設等の施設長等から、当該施設内において、新型インフルエンザ（A／H1N1）の複数の患者の発生が疑われる旨の連絡を受けた場合においても、同様に、都道府県等の本庁に報告を行う。

- (3) なお、現在のインフルエンザの流行状況等に鑑み、新型インフルエン

ザ（A／H1N1）の集団発生であることを確認するためのPCR検査は原則実施する必要はないが、地域におけるインフルエンザの流行状況等に鑑み、都道府県等の判断で、PCR検査を実施することは差し支えない。

## 2 新型インフルエンザ（A／H1N1）の集団発生に対する感染拡大防止のための取組の徹底

1により把握した新型インフルエンザ（A／H1N1）の集団での発生が疑われる施設等に対しては、運用指針（改定版）に基づき、適切な感染拡大防止対策を講ずることとする。その実施に当たっては、現在の全国的に感染が急激に拡大しつつある状況に鑑み、より迅速な対策を実施することをその要点とし、以下のような対応とする。

- (1) 医師等からの連絡により集団での発生が疑われる施設等を把握した保健所は、必要に応じて当該施設等に対する積極的疫学調査を実施し、集団における感染状況等を把握する。

なお、ここでいう積極的疫学調査は、より迅速な対応を重視し、当該施設等の施設長等と連携した簡便な方法で実施するものとして差し支えない。

- (2) (1)の積極的疫学調査により把握した感染状況や管内における新型インフルエンザ（A／H1N1）の流行状況等に鑑み、集団での発生が疑われる施設等に対し、当該施設において、既に適切な感染拡大防止対策が講じられていない場合には、次に掲げる感染拡大防止対策を実施するものとする。

### ア 臨時休業の要請

感染状況等の情報や管内における新型インフルエンザ（A／H1N1）の流行状況等に鑑み、当該施設等に対し、必要に応じて臨時休業の要請を行う。

### イ インフルエンザ様症状を呈する者に対する対応

(1)における積極的疫学調査により把握したインフルエンザ様症状を呈する者に対しては、外出自粛の要請を行う。この場合においても、迅速な対応を重視し、保健所からインフルエンザ様症状を呈する者に対し、直接的に要請等を行うのではなく、集団での発生が疑われる施設等の施設長等を通じ、必要な対応を行うこととしても差し支えない。

ウ 施設等を通じた注意喚起

集団の発生が疑われる施設等の施設長等を通じ、手洗い・うがいの励行や咳エチケットなど、基本的な感染症対策の徹底等と呼びかけることとする。特に、インフルエンザ様症状を呈する者と濃厚に接触したと判断される者に対して、必要な対応と呼びかけることとする。

3 基礎疾患を有する者等で重症化するおそれが高い者が集団で生活する施設等において新型インフルエンザ（A／H1N1）の集団発生が疑われる事例が発生した場合の対応について

今般、基礎疾患を有する者等で重症化するおそれが高い者が集団で生活する施設等において、新型インフルエンザ（A／H1N1）の集団発生が確認される事例が何例か報告されたところ、重症化するおそれが高い者が集団で生活する施設等において、新型インフルエンザ（A／H1N1）の集団発生が疑われる旨の連絡を受けた場合は、以下の対応を迅速に講じることとする。

- (1) 医師等からの連絡により集団での発生が疑われる施設等を把握した保健所は、当該施設等の施設長等と連携し、施設内でインフルエンザ様症状を呈する者を迅速に把握する。
- (2) 保健所は、(1)で把握したインフルエンザ様症状を呈する者に対し、速やかに医療機関を受診するよう勧奨するとともに、医師の判断により、PCR検査を実施する。
- (3) また、当該施設でインフルエンザ様症状を呈する者と濃厚に接触したと判断される基礎疾患を有する者であって、重症化するおそれがある者については、予防投与の必要性について、医師の判断により、検討することとする。
- (4) さらに、当該施設等の職員等で、インフルエンザ様症状を呈する者と濃厚に接触した者については、適切な感染防止対策の実施を求めることとする。



健感発 0825 第 3 号  
平成 21 年 8 月 25 日

各〔都道府県  
政令市  
特別区〕

新型インフルエンザ担当部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



新型インフルエンザ（A／H1N1）に係る症例定義及び届出様式等について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。）第 12 条の規定に基づく医師の届出については、平成 21 年 7 月 22 日健感発第 0722 第 2 号本職通知「新型インフルエンザ（A／H1N1）に係る症例定義及び届出様式等について」において、その症例定義や運用方針等についてお示し、貴管内の各医療機関への周知徹底をお願いしてきたところである。

今般、法第 12 条の規定に基づく医師の届出によって、新型インフルエンザ（A／H1N1）の患者の集団での発生が急増していることが確認されたところであり、これを受け、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 21 年厚生省令第 136 号。以下「改正省令」という。）が、本日公布され、同日から施行されることとなったところである。については、今後の法第 12 条の規定に基づく医師の届出等を、下記のとおりとすることとしたので、貴管内の各医療機関への周知徹底をお願いしたい。

なお、平成 21 年 7 月 22 日健感発 0722 第 2 号当職通知「新型インフルエンザ（A／H1N1）に係る症例定義及び届出様式等について」は、本日をもって廃止する。

## 記

### 第 1 症例定義

新型インフルエンザ（A／H1N1）の症例定義を別紙のとおりとする（変更なし）。

## 第2 新型インフルエンザ（A／H1N1）に係る医師からの届出について

新型インフルエンザ（A／H1N1）に係る法第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づく医師の届出が不要とされたところであるが、本年6月19日に公表した「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針（改定版）」においては、大規模な流行につながるおそれのある集団での発生に対しては、必要な感染拡大防止対策を講じていくこととしていることから、平成21年7月22日健感発0722第2号当職通知「新型インフルエンザ（A／H1N1）に係る症例定義及び届出様式等について」に規定する「集団発生の端緒の把握」のための取組は、引き続き、講じていくものとする。

その取組の詳細については、平成21年8月25日健感発0825第2号当職通知「新型インフルエンザ（A／H1N1）の集団発生が疑われる場合における医師からの報告と感染拡大防止対策の実施について」において、示すこととしたので、参照されたい。

## 新型インフルエンザ

### (1) 定義

新型インフルエンザウイルスの感染による感染症である。

### (2) 臨床的特徴

咳、鼻汁又は咽頭痛等の気道の炎症に伴う症状に加えて、高熱（38℃以上）、熱感、全身倦怠感などがみられる。また、消化器症状（下痢、嘔吐）を伴うこともある。

なお、国際的連携のもとに最新の知見を集約し、変更される可能性がある。

### (3) 届出基準

#### ア 患者（確定例）

患者（確定例）は、(2)の臨床的特徴を有する者のうち、38℃以上の発熱かつ急性呼吸器症状＊1のある者を診察した結果、症状や所見から新型インフルエンザが疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、新型インフルエンザと医師が診断した場合とする。ただし、年齢、基礎疾患、服薬状況などの影響によって、38℃以上の発熱を呈さない場合もあることに留意する。

この場合において、検査材料は、左欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

| 検査方法                                              | 検査材料                    |
|---------------------------------------------------|-------------------------|
| 分離・同定による病原体の検出                                    | 鼻腔ぬぐい液・鼻腔吸引液・咽頭ぬぐい液・その他 |
| 検体から直接のPCR法（Real-timePCR法、Lamp 法等も可）による病原体の遺伝子の検出 |                         |
| 中和試験による抗体の検出（ペア血清による抗体価の有意の上昇）                    | 血清                      |

#### イ 無症状病原体保有者

無症状病原体保有者は、(2)の臨床的特徴を呈していないが、次の表に掲げる検査方法により、新型インフルエンザの無症状病原体保有者と医師が診断した場合とする。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

| 検査方法                                              | 検査材料                    |
|---------------------------------------------------|-------------------------|
| 分離・同定による病原体の検出                                    | 鼻腔ぬぐい液・鼻腔吸引液・咽頭ぬぐい液・その他 |
| 検体から直接のPCR法（Real-timePCR法、Lamp 法等も可）による病原体の遺伝子の検出 |                         |
| 中和試験による抗体の検出（ペア血清による抗体価の有意の上昇）                    | 血清                      |

#### ウ 疑似症患者

疑似症患者は(2)の臨床的特徴を有する者のうち、38℃以上の発熱かつ急性呼吸器症状＊1のある者を診察した結果、症状や所見から、医師が新型インフルエンザを疑った場合とする。ただし、年齢、基礎疾患、服薬状況などの影響によって、38℃以上の発熱を呈さない場合もあることに留意する。

#### エ 感染症死亡者の死体

感染症死亡者の死体は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、新型インフルエンザを疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、新型インフルエンザにより死亡したと医師が判断した場合とする。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

| 検査方法                                              | 検査材料                    |
|---------------------------------------------------|-------------------------|
| 分離・同定による病原体の検出                                    | 鼻腔ぬぐい液・鼻腔吸引液・咽頭ぬぐい液・その他 |
| 検体から直接のPCR法(Real-timePCR法、Lamp 法等も可)による病原体の遺伝子の検出 |                         |
| 中和試験による抗体の検出(ペア血清による抗体価の有意の上昇)                    | 血清                      |

オ 感染症死亡疑い者の死体

感染症死亡疑い者の死体は、(2)の臨床的特徴を有した死体を検案した結果、症状や所見から、新型インフルエンザにより死亡したと疑われる場合とする

\*1. 急性呼吸器症状：

急性呼吸器症状とは、最近になって少なくとも以下の1つ以上の症状を呈した場合をいう

ア) 鼻汁もしくは鼻閉

イ) 咽頭痛

ウ) 咳嗽

事 務 連 絡  
平成 21 年 8 月 25 日

各 

|       |
|-------|
| 都道府県  |
| 政 令 市 |
| 特 別 区 |

 新型インフルエンザ担当部（局）

厚生労働省健康局結核感染症課

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則  
の一部を改正する省令の施行に伴う運用の変更について（Q & A 等）

標記について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 21 年厚生労働省令第 136 号）が、本日、公布され、同日から施行されることとなったところであるが、その運用に係る参考資料を、下記のとおり作成したので、貴管内の関係者に対して周知願いたい。

#### 記

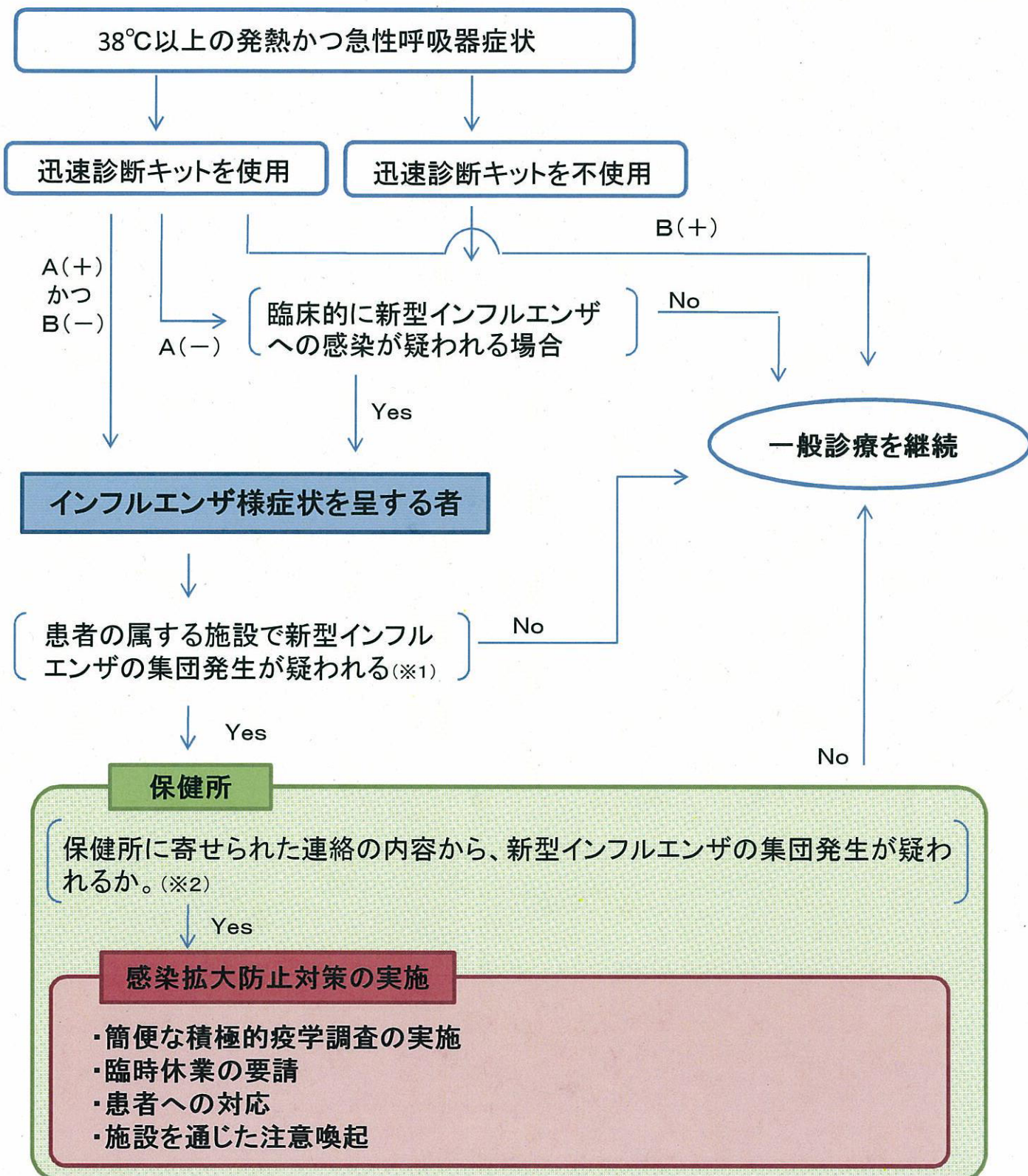
別紙 1 医師からの報告と感染拡大防止対策の実施の流れ

別紙 2 省令改正に伴う医師の届出の変更についての Q & A

別紙 3 今後のクラスターサーベイランスの実施について

# 医師からの報告と感染拡大防止対策の実施の流れ

別紙1



※1 診察した患者に対する問診等により「患者の属する施設で新型インフルエンザの集団発生が疑われる」かどうかを判断をしていただきます。具体的な連絡対象等はQ&Aを参照のこと。

※2 重症化するおそれが高い者が集団で生活する施設等において、新型インフルエンザの集団発生が疑われる場合は、施設長及び医師等の連携し、特に迅速な対応を徹底してください。

## 省令改正に伴う医師の届出の変更についての Q &amp; A

平成 21 年 8 月 25 日

## 1 医師の届出に関する Q &amp; A

問 1 今般の省令改正で、新型インフルエンザ（A／H1N1）の患者を診断した場合でも、保健所に対する届出は不要になったのか。

6 月 19 日に「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針（改定版）」（以下「運用指針（改定版）」という。）が策定され、新型インフルエンザ（A／H1N1）について、個々の発生例すべてを把握するのではなく、放置すれば大規模な流行につながる可能性のある集団発生を重点的に把握する旨の方針が示されました。

これを受け、新型インフルエンザ（A／H1N1）については、

- ① 問診等により、集団での発生が疑われる患者を確認した場合に、保健所へご連絡いただき、集団発生の端緒を把握するとともに、
- ② 保健所が、新型インフルエンザ（A／H1N1）が集団的な発生していると判断した場合には、当該施設の患者について、保健所からの連絡を行うことによって、感染症法第 12 条の規定に基づく届出を求め、集団発生の規模を特定し、感染の拡大状況を把握していたところです。

今般、新型インフルエンザ（A／H1N1）の患者の急激な増加が確認されたことから、運用指針（改定版）の「5. 更なる変化に備えて」において、患者数が大きく増加した場合には、感染拡大の早期探知の取組を停止する旨規定されていることに鑑み、感染症法第 12 条の規定に基づく医師の届出（②）を不要とすることとしました。

ただし、集団発生の端緒は、引き続き把握し、集団発生が生じている施設等に対する感染拡大防止対策は継続していくこととしておりますので、医師の皆様には、引き続き、集団での発生が疑われる患者を診察した際の保健所に対する連絡（①）をお願いいたします。

問 2 「インフルエンザ様症状の患者を診察した場合であって、患者が属する施設において新型インフルエンザ（A／H1N1）の集団的な発生が疑われるような場合」とは具体的にどのような場合か。

問診の結果、患者の周囲に複数のインフルエンザ様症状を呈している者がいる可能性がある判断される場合や、医師が同一の施設に属する患者でインフルエンザ様症状を呈する者を 1 週間以内に 2 名以上診察した場合等をいいます。

問3 「患者が属する施設において」とあるが、具体的に何を指すのか。また、逆にどのようなものが当たらないのか。

学校、社会福祉施設、医療施設、職場、部活、サークル、塾、集団生活をしている寮などが当たります。

逆に、集団の規模が小さい家族（家）や、反復して、継続的に、同一の者が接触することとはならないスポーツクラブ、イベント（スポーツ大会、結婚式、祭り）などは、一義的には当たりません。ただし、地域で定期的開催される大規模なイベントなどは、大規模な感染拡大の端緒を捕らえる可能性があるもので、当該イベントに参加していた者の中でインフルエンザ様症状を呈する者を複数診断した場合、保健所への連絡の対象としていただくことが望まれます。

問4 問3で「患者が属する施設」として挙げられた施設において、複数のインフルエンザ患者が発生している疑いがあると判断される場合は、集団の規模等にかかわらず、保健所への連絡対象となるのか。

集団内における感染拡大を防止する趣旨に鑑み、ある程度の規模以上の集団を対象とすべきであると考えています。そのため、家族や小規模なものは対象としないこととしており、目安としては10人以上の集団について、連絡の対象として考えてください。

問5 学校は連絡の対象となるとのことであるが、それは学級単位で考えるのか。この判断によって、連絡対象が大きく変わることになる。

学校単位で判断することとします。

## 2 保健所の対応に関するQ & A

問1 医師等から、新型インフルエンザ（A／H1N1）が集団で発生しているおそれがある旨の連絡を受けた場合に、PCR検査は必要か。

原則、実施する必要はありませんが、地域における感染状況やPCR検査の実施状況等を踏まえ、都道府県等の判断で実施していただくことは、差し支えありません。

問2 集団での発生が疑われる施設等に対する積極的疫学調査について、「より迅速な対応を重視し、当該施設の施設長等と連携した簡便な方法で実施するものとして差し支えない」との記載があるが、「簡便な方法」とは具体的にはどのような方法か。

インフルエンザ様症状を呈する者の把握を、保健所が直接的に行わずに、施設の施設長等に依頼し、施設の施設長等から電話等により把握するなどの方法が考えられます。

## 今後のクラスターサーベイランスについて

【原則】 新型インフルエンザ(A/H1N1)については、今般、その感染の急激な拡大が確認され、本格的な流行が始まったと判断される状況となっているところ、今後は、我が国全体における感染の急激な拡大の早期探知の取組を停止するとともに、個々の集団発生 of 端緒を把握するための取組は継続するものとし、これに基づき、各地域において、適切な感染拡大防止対策の徹底を図ることとする。

【構成】 クラスターの端緒の把握 → 医師に対し幅広に報告を求める。

## クラスターの端緒の把握について

